

# 熊本県屋外広告物条例が改正されました

これまで以上に、広告物の**安全性の確保・向上**が求められます

近年、屋外広告物の老朽化等による落下等の事故が発生しており、安全性の確保・向上が屋外広告物に求められており、平成28年4月には国が定める「屋外広告物条例ガイドライン（案）」が改正され、全国的に安全対策に係る条例等の改正が行われています。

このような状況を踏まえ、熊本では今後の自然災害に備えた屋外広告物の安全性の確保・向上のため、令和元年7月に熊本県屋外広告物条例の一部を改正しました。

## 管理義務を負う者の範囲の拡大

屋外広告物の表示者（広告主）、掲出物件の設置者、管理者に加え、広告物又は掲出物件の**所有者又は占有者**に対しても必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持することが義務付けられました。また、管理義務に「除却」が追加されました。

改正前	改正後
表示者	表示者・設置者
設置者	管理者・ <b>所有者</b> ・
管理者	<b>占有者</b>

## 有資格者による点検の義務化

広告物の**所有者及び占有者**に、有資格者による広告物又は掲出物件の劣化や損傷の状況等の点検をすることが義務付けられました。

※簡易広告（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等及び広告幕）及び特殊広告（アドバルーン）を除きます。

### 有資格者

①屋外広告士

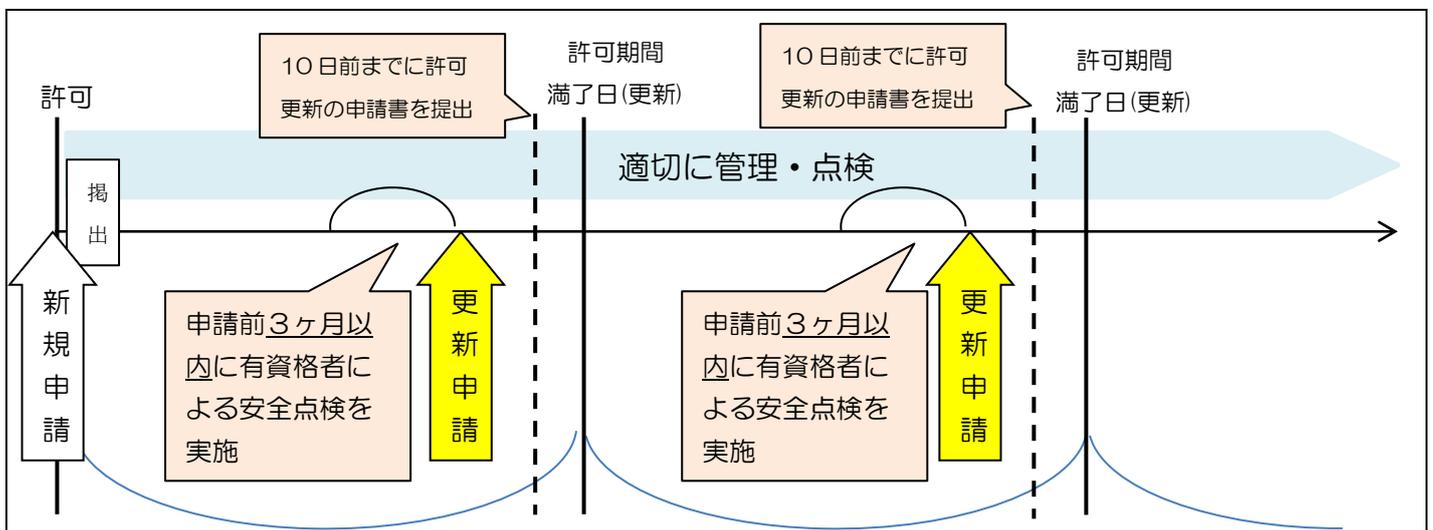
②1・2級建築士

③屋外広告物点検技能講習会の修了者

## 許可更新時における点検結果の提出義務化

広告物の表示又は掲出物件の設置の**許可の更新を受ける際に**、有資格者による安全点検結果報告書の添付が義務付けられました。

点検の結果、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部及び取付部の変形、腐食又はゆるみ、広告板の腐食、破損又は変形等に異常があり、改善が図られていないと認めるときは許可の更新ができません。



## よくある質問

### Q1 有資格者とは？

以下の資格を持つ方です。

- ①屋外広告士（国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者）
- ②1級及び2級建築士（木造建築士を除く）
- ③屋外広告物点検技能講習会の修了者（屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習会）※受講については、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会（電話：03-3626-2231）へお尋ねください。

### Q2 有資格者による点検が必要な広告物とは何ですか？

簡易広告（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等及び広告幕）、特殊広告（アドバルーン）を除く全ての広告物について、有資格者による点検が必要です。

なお、壁面への書き文字のような形態で落下等の恐れがないもの、他法令により定期的な安全点検が定められているものについては、本条例による点検の対象外となる場合があります。

### Q3 点検の時期は「いつ」ですか？

点検頻度に定めはありませんが、看板を常に良好な状態に保つ必要があります。全国的にも看板の落下事故が報告されていますので、事故が起きないように定期的かつ劣化、損傷等の状況に応じた点検をお願いします。

### Q4 点検の方法は？

看板は種類、大きさ、設置場所等により状況がさまざまです。事故が起きないように状況に応じ、目視点検に加え、打診、触診等の点検をお願いします。

#### 【参考】

- ・屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（国土交通省）
- ・オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック（屋外広告物適正化推進委員会）
- ・屋外広告物点検基準（案）（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人全日本ネオン協会、一般社団法人サインの森）

### Q5 安全点検結果報告書の提出は「いつ」ですか？

許可が必要な広告物について、許可「更新」の際に添付する必要があります。なお、報告書は申請前3ヶ月以内に実施した点検結果であることが必要です。

### Q6 「いつ」から有資格者による点検が必要ですか？

令和元年10月1日以降、有資格者による点検が必要となります。また、「更新」の許可を受ける必要がある方は、令和2年1月1日以降の申請から安全点検結果報告書の添付が必要です。

### Q7 有資格者を探すには、「どこ」に相談をすればよいですか？

当該屋外広告物の設置業者の方に相談をされるか、熊本県屋外広告美術協同組合（電話：096-370-5591）へお尋ねください。

#### 【お問い合わせ先】

熊本県都市計画課景観管理班

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL:096-333-2522